裁判員制度に関する特別規程

（総則）

1. 本規程は、従業員が裁判員制度の対象となり、呼出に応じるに際し、その対応について規定したものである。

（基本規程）

1. 従業員が裁判員制度の候補者となり、その呼び出しに応じる場合は、速やかに会社（総務部長）に報告するものとする。

（会社の取扱）

1. 会社は対象となる者に対して、業務を軽減し、業務を引き継ぐ者を指定し、その参加に積極的に応じるよう努力するものとする。

（機密の取扱）

1. 会社は裁判の内容その他一切を問うことはしないものとする。

（有給休暇）

1. 本人が希望する場合、裁判員制度により欠勤する日数については、有給休暇を使用することを認める。

（賃金の取扱）

1. 本人が前条を希望しない場合、または有給休暇に残余日数がない場合などにおいては、会社は平均賃金の３０％を本人に支給する。

（欠勤の取扱）

1. 裁判員制度により、欠勤した日数については出勤したものとみなす。

（疑義解釈）

1. 本規程に定めのない事項や当初の予想に反する事項が発生した場合、また本規程に疑義が生じた場合は、総務部長の判断に委ねる。

（附則）

1. 本規程は、令和0年00月00日より施行する。